

新型コロナウイルス感染症のお知らせ

※4月20日時点の情報です。
國の方針などにより変更となる場合があります。

Withコロナからポストコロナへ ~新型コロナウイルス感染症が5類へ移行します~

5月8日(月)から新型コロナウイルス感染症の位置付けが感染症法上、季節性インフルエンザと同じ5類に移行します。5類になっても新型コロナウイルスの性質が変わることではなく、基礎疾患のあるかたなどの重症化リスクは変わりません。

体調不良時や
新型コロナウイルスの
感染を疑つたら



- 「65歳以上のかた、基礎疾患のあるかた、妊婦など」は重症化リスクが高いため、速やかにかかりつけ医などの医療機関を受診しましょう。
- これまでと同様に症状が軽いかたは抗原検査キットで自主検査または体調に応じて医療機関を受診しましょう。

5月7日(日)で終了

- ◆「抗原検査キットで陽性のかた」または「医療機関で陽性診断を受けたが、発生届出対象外のかた」は、ご自身で陽性登録を(5月7日16:00まで)
- 健康観察 ●宿泊療養(4月末で終了) ●濃厚接触者の特定 ●就業制限(行動制限) ●通知書や証明書の発行



※詳細は市ホームページをご確認ください

5月8日(月)～当面 5類になると【陽性判明後の対応が変わります】

- 陽性者登録やHER-SYSへの登録が不要になり、保健所からの連絡はありません。
- 陽性判明後の相談は下記相談窓口までお問い合わせください。

相談窓口

埼玉県コロナ総合相談センター **0570-783-770**

24時間
対応

【このような相談ができます】

- ◆発熱などの体調に関しての受診相談
- ◆陽性者で症状が急変したかたの相談

その他の相談先：#7119(救急電話相談)、#8000(小児救急電話相談)など



「5類」になるとどう変わる?

～新型コロナウイルス感染症の「5類」Q & A～

Q 陽性になったら、何日間外出を控えればいいの?
A 一律に外出自粛を要請するものではありませんが、発症日を0日目として5日間、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控えていただくことを推奨します。詳細は厚生労働省のホームページをご確認ください。→
※学校などは学校保健安全法に基づく出席停止期間を検討中です。



Q 自宅で療養中に、症状が悪化したらどうするの?
A まずは、陽性診断を受けた医療機関やかかりつけ医へ相談しましょう。休診日などは、埼玉県コロナ総合相談センターへ相談しましょう。

Q 医療費はどうなるの?
A 保険診療による自己負担です。(新型コロナ治療薬・入院費は一定期間、一部公費負担あり)

Q 今後も感染対策は必要なもの?
A 引き続き、以下のポイントを押さえながら、ポストコロナの生活習慣をお願いします。



※詳細は市ホームページをご確認ください

日ごろから
準備しておくと
よいもの

- 抗原検査キット
- 体温計
- 薬(解熱鎮痛薬など)
- 食料、飲料水、日用品



※「研究用」ではなく国が承認した「体外診断用医薬品」を選んでください。

- ✓ 医療機関を受診するとき
- ✓ 混雑した電車やバスに乗るとき
- ✓ 高齢者など、重症化リスクの高いかたが多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問するとき



効果的なマスク着用のポイント

- ✓ 医療機関を受診するとき
- ✓ 混雑した電車やバスに乗るとき

- ✓ 高齢者など、重症化リスクの高いかたが多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問するとき

新型コロナウイルス感染防止の「5つの基本」を習慣に！

- ①体調不安や症状がある場合は、無理せず自宅で療養あるいは医療機関を受診する
- ②その場に応じたマスクの着用や咳エチケットの実施
- ③換気、密閉・密集・密接(三密)の回避
- ④手洗いは日常の生活習慣に
- ⑤適度な運動、食事などの生活習慣で健やかな暮らしを

